特記仕様書1

<親子ひろば事業業務>

1 目的

地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者,妊婦等とその家族に対して,子育て親子の交流等,地域の子育て支援機能の充実を図り,子育ての不安感等を緩和し,子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

2 業務内容

本業務内容は,国分寺市親子ひろば事業実施要綱(平成15年要綱第7号)に基づき,重層的支援体制整備事業の実施について(令和3年6月15日付け子発0615第10号,社援発0615第2号,障発0615第1号,老発0615第1号厚生労働省子ども家庭局長,厚生労働省社会・援護局長,厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部長,厚生労働省老健局長連名通知)別紙重層的支援体制整備事業実施要綱及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を,次のとおり実施する。

(1) 乳幼児とその保護者、妊婦等の交流の場の提供と交流の促進

乳幼児とその保護者,妊婦等が,気軽にかつ自由に利用できる交流の場の提供や利用者間の交流を深める取組等を行うこと。交流の場の提供にあたっては,授乳コーナー,おむつ替えコーナー,遊具等,乳幼児を連れて利用しても差し支えない環境を整えること。

(2) 利用者の登録申請, 利用名簿等の管理

指定管理者は、乳幼児とその保護者、妊婦等の交流の場の利用に当たって、毎年度登録届を受理し、登録名簿を作成し、管理すること。また、交流の場の実施日における利用者の氏名、人数等の利用名簿についても同様とすること。

(3) 子育て等に関する相談,援助の実施

乳幼児とその保護者, 妊婦等から, 子育て等に関する相談を受け, 援助を実施すること。

(4) 地域の子育て関連情報の提供

乳幼児とその保護者,妊婦等が必要とする,身近な地域の様々な子育でに関する情報を提供すること。

(5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

乳幼児とその保護者,妊婦等を対象として,月1回以上,子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

(6) 休日における育児参加促進のための講習会の実施

両親等が共に参加しやすくなるよう休日(土・日曜,祝日)に育児参加促進に関する 講習等を,月2回以上実施すること。

(7) 地域支援に関する取組の実施

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を1つ以上実施すること。

- ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
- イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣,行事を実施し,親子の育ちを継続的に支援 する取組
- ウ 地域ボランティアの育成,町内会,子育てサークルとの協働による地域団体活性 化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組
- 3 実施場所 ふれあいスペース4 (51.75 m) ほかプレイステーション内
- 4 実施日数等

本事業は,週5日(火曜日から土曜日)午前10時00分から午後4時00分までの6時間,実施すること。

上記の規定にかかわらず、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までは、事業を実施しない。なお、緊急やむを得ない事由等により事業を実施することができない場合は、市と協議を行い、その取扱いを定めること。

5 職員等の配置

指定管理者は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識・経験を有し、地域の子育て事情に精通した親子ひろば専任従事者(以下「職員」という。)3名以上を配置すること。うち1名以上は、保育士資格を有する者とする。また、本事業の実施日及び実施時間中に、1年以上継続して雇用され、常時勤務する者を1名以上配置しなければならない。

なお, 事業内容に応じて, 職員の他に補助員を配置することができる。

6 地区拠点親子ひろばとの連携

指定管理者は、当該実施場所における課題等を地区拠点親子ひろばと共有するとともに、 地区拠点親子ひろばが実施する連絡会や研修等の活動に積極的に参加するなど、親子ひろ ば事業の円滑な運営及び推進を図ること。

7 子育て応援パートナー事業との連携

指定管理者は、子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努めるとともに、他機関連携が必要な子どもや子育て家庭に関する支援については、国分寺市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱(平成31年要綱第2号)に基づく子育て応援パートナー事業(以下「パートナー事業」という。)につなぐ役割を果たすこと。また、パートナー事業にて実施する事業(地域巡回相談、地区連絡会等)に対し協力するとともに、パートナー事業と連携を図り、事業を実施すること。

8 事業実施報告等

指定管理者は、月ごとの実施事業にかかる活動日誌その他資料等を、実施月の翌月7日

までに市に提出すること。

9 「国分寺市子どもいじめ虐待防止条例 (平成26年条例第6号)」の遵守

指定管理者は、国分寺市子どもいじめ虐待防止条例の目的をよく理解し、同条例第6条に基づき、子どもが安心して過ごすことができる環境を整備するとともに、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関と協力し合うよう努めること。また、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を受ける等、職員の資質の向上に努めること。

10 事業の質の維持・向上のための取組

指定管理者は、職員の自己評価の実施、職員等向け研修への参加の配慮、職員間での情報共有・業務の振り返りのための日報の作成をし、事業の目的に合った支援の維持・向上を図る取組を行うこと。

また,指定管理者は,市が行う現地視察の受入れ,ヒアリングへの参加及び意見交換の ための会議への出席など,市と指定管理者との連携を深める取組を積極的に行うこと。

11 関係法令等の遵守

指定管理者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、子育てひろば事業(地域子育て支援拠点事業)実施要綱(平成3年12月25日3福児育第452号)、その他関係法令等を遵守し、事業の実施に努めること。

12 その他

(1) 利用者の費用負担

実施事業に当たっての利用者の費用負担は、講座、講習、行事等を実施する場合の イベント保険料や材料費等の実費弁償相当額のみとし、それ以外の費用は、利用者に 負担させることはできないものとする。

(2) 地域社会資源との連携

地域の子育で支援施設や団体と互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うように努めるとともに、地域の子育で支援団体等の情報交換の場である「子ども・子育で支援円卓会議」に出席等、子育で支援関係機関との連携を密にし、効果的かつ積極的に事業を実施するよう努めること。